

カラスによる生活被害対策実施要綱

制 定：平成 18 年 3 月 31 日
最近改正：令和 2 年 2 月 1 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、スズメ目カラス科に属するハシブトガラス及びハシボソガラス（以下「カラス」という。）により、威嚇や攻撃などの市民生活への被害が生じている場合に、当該カラスによる被害を防除するため、「カラスによる生活被害対策実施要綱」に基づき、必要な措置を講じることにより、安全な市民生活を確保することを目的とする。

(防除の対象)

第 2 条 この要綱に基づく防除の対象は、繁殖期の親ガラスによる周辺住民や通行人等（以下「周辺住民等」という。）への威嚇や攻撃の原因となっている地上または地上付近にいる巣立ちヒナ（巣立ち間もないカラスのヒナ）及び民有地内の樹木等に作られた巣（巣内の卵及びヒナを含む。）とする。

(根拠法令等)

第 3 条 この要綱に基づく防除は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に則り、実施するものとする。

2 市長は、第 1 条に規定する目的を達成するために、次の業務を実施する。

- (1) 注意看板の貸し出し
- (2) 民有地内の樹木等に作られた巣の除去並びに巣内の卵及びヒナの捕獲・殺処分（以下「巣の除去等」という。）に要する経費の補助
- (3) 地上または地上付近にいる巣立ちヒナの捕獲回収等
- (4) その他、カラスによる生活被害防除に関する必要な業務

第 2 章 生活被害対策

第 1 節 注意看板の貸し出し

(注意看板の貸し出し)

第 4 条 市長は、民有地に営巣するカラスにより、周辺住民等に被害が生じている又は生じる恐れがある場合、危険回避を周知するため、注意看板を貸し出すことができる。

2 注意看板の貸し出しの対象者は、カラスが営巣している民有地の所有者又は管理者（以下「営巣木所有者等」という。）及び周辺住民等とする。

3 注意看板の貸し出しを受けようとする者（以下「借受人」という。）は、市長に申し出るものとする。

4 借受人は、注意看板を設置するに当たっては、設置場所の所有者又は管理者の同意を得なければならない。

5 借受人は、カラスが巣立つなど注意看板を設置する必要が無くなったときは、速やかにこれを撤去するものとする。

第 2 節 巣の除去等の補助

(巣の除去等の補助)

第 5 条 市長は、前条に規定する注意看板の設置のみでは被害防除の効果が十分でないとする

ときは、予算の範囲内でその原因となる巣の除去等に要する経費の一部を補助することができる。

- 2 巣の除去等に係る補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
- 3 第1項の補助の対象者は、営巣木所有者等又は第2条に規定するカラスによる被害を受けている者とする。ただし、市長が指定する者（以下「指定業者」という。）に巣の除去等を依頼した場合に限る。指定業者は、高所作業が可能であるとともに鳥獣の取扱いの経験を有する市内業者とし、別に定める。なお、指定業者は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、事前に鳥獣捕獲許可について申請し、許可証の交付を受けることとする。

（補助額）

第6条 補助金の額は、別表によるものとする。

（申請等の委任）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、カラスの巣除去費補助金交付に係る申請、請求、受領及び返還に関する手続きを指定業者に委任するために、「作業完了確認書兼委任状（第4号様式）」の委任欄に記入しなければならない。

（補助金の交付申請）

第8条 委任を受けた指定業者（以下「代理人」という。）は、「カラスの巣除去費補助金交付申請書（第1号様式）」を市長に提出しなければならない。

- 2 規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める添付書類は、「作業完了確認書兼委任状（第4号様式）」とする。
- 3 規則第5条第3項の規定により、規則第5条第1項第2号及び第3号に定める記載並びに規則第5条第2項第1号から第4号に定める添付書類を省略することができる。

（実績報告）

第9条 代理人は、作業を完了した場合、規則第14条第1項に規定する実績報告として、前条第2項に規定する「作業完了確認書兼委任状（第4号様式）」と併せて作業内容の分かる写真を市長に提出しなければならない。

- 2 規則第14条第4項の規定により、規則第14条第1項から第3項に定める記載並びに添付書類を省略することができる。

（補助金交付決定通知）

第10条 市長は、実績報告書により適正に作業が実施されたと認めた場合には、補助金の交付を決定し、「カラスの巣除去費補助金交付通知書（第2号様式）」を代理人に交付するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付をしないことを決定したときは、「カラスの巣除去費補助金不交付通知書（第3号様式）」を代理人に交付するものとする。

（確定通知）

第11条 規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、前条の交付決定をもってなされたものとみなす。

（補助金の請求）

第12条 代理人は、規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求を「カラスの巣除去費補助金交付請求書（第5号様式）」により行うものとする。

(補助金の支払)

第13条 市長は、前条の「カラスの巣除去費補助金交付請求書（第5号様式）」を受理した日から起算して30日以内に補助金を支払うものとする。

第3節 巣立ちビナの捕獲回収等

(巣立ちビナの捕獲回収等)

第14条 市長は、巣立ちビナがいることにより親ガラスから威嚇や攻撃を受け、本要綱に基づき巣立ちビナの捕獲を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）から依頼された場合、速やかに現地に赴き、原因となる巣立ちビナの捕獲回収を行う。ただし、土地所有者の許可がない場合又は捕獲困難な場所にいる場合を除く。既に依頼者等が巣立ちビナを捕獲している場合は、回収を行う。

2 依頼者は、本市職員又は本業務の受託者（以下「捕獲者」という。）と被害場所周辺等で待ち合わせ、捕獲者に巣立ちビナの場所を教えること。また、本業務を受託者が行った場合は、依頼者は「カラスの巣立ちビナ捕獲回収作業確認書（第6号様式）」を市長に提出すること。ただし、依頼者が被害場所での待ち合わせができない場合は、受託者が巣立ちビナ捕獲回収を示すことができる報告書を提出することにより、「カラスの巣立ちビナ捕獲回収作業確認書（第6号様式）」に代えることができる。

3 市長は、第1項により捕獲回収された巣立ちビナを殺処分する。処分にあたりできる限り苦痛を与えない方法により殺処分するものとする。殺処分した巣立ちビナは、焼却、埋設等により適切に処分するものとする。

4 巣立ちビナ捕獲回収等を行う対象地域は横浜市全域とする。

5 第1項及び第3項の業務に要する費用は原則として横浜市が負担するものとする。

第3章 雑則

(その他)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境創造局長が定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年3月31日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 旧要綱は、その附則の規定にかかわらず、平成18年3月30日で廃止する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年4 月28 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年2 月1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年5 月1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年2 月1 日から施行する。

別表（第6条関連）

	基本作業	追加作業
補助対象経費	1本の樹木又は1つの建築物等につくられた1個のカラスの巣除去等に要する経費	同一樹木又は1つの建築物等に複数の巣がある場合に、追加1個当たりの巣の除去等に要する経費
補助金額	12,000円とする。	2,500円とする。

カラスの巣除去費補助金交付申請書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

申請者(委任者)氏名 _____ 様

代理人 所在地

法人名

代表者職・氏名 (印)

電話

カラスによる生活被害対策実施要綱第 8 条により、次のとおりカラスの巣除去費補助金の交付を申請します。

(1) 被害の状況等 (□に☑を記入して下さい。)

周辺住民や通行人等が、威嚇攻撃されている。

(2) 受けようとする補助金の額

¥ _____

様

横浜市長

カラスの巣除去費補助金交付通知書

年 月 日付で交付申請のあったカラスの巣除去に対する補助金については、次のとおり補助することを決定しましたので、カラスによる生活被害対策実施要綱第10条第1項により通知します。

- 1 補助金交付を決定した案件
- 2 補助する金額

様

横浜市長

カラスの巣除去費補助金不交付通知書

年 月 日付で交付申請のあったカラスの巣除去に対する補助金については、次のとおり補助金不交付を決定しましたので、カラスによる生活被害対策実施要綱第10条第2項により通知します。

- 1 補助金不交付を決定した案件
- 2 補助金を不交付とする理由

作業完了確認書 兼 委任状

1 除去作業について

・実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

・実施場所 _____ 区 _____

・カラスの巣除去（基本作業） _____ 件

・カラスの巣除去（追加分） _____ 箇所

2（添付書類）除去写真（作業前・後を撮影し添付）

作業確認及び委任欄

私は「カラスによる生活被害対策実施要綱」に基づいてカラスの巣の除去を依頼し、次の作業従事者により上記作業が終了したことを確認しました。

私は、次の者を代理人と定め、「カラスによる生活被害対策実施要綱」に基づく作業完了の報告、補助金の請求、受領及び返還に関する一切の権限を委任します。

■受任者（作業従事者兼代理人）

住所（所在地）

法人名

代表者職・氏名 _____ ⑩

■作業確認及び委任者（法人にあっては所在地及び法人名、代表者の氏名）

確認及び委任日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住所（所在地）

氏名 _____ ⑩

作業確認及び委任者氏名は自署して下さい。
（自署の場合は、押印は省略できます。）

カラスの巣除去費補助金交付請求書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

申請者(委任者)氏名 _____ 様

代理人 所在地

法人名

代表者職・氏名

㊞

電話

カラスによる生活被害対策実施要綱第 12 条により、次のとおりカラスの巣除去費補助金相当額を請求します。

¥ _____

指定者コード	
--------	--

指定者コードをお持ちでない場合

金融機関名	銀行 金庫 組合	本 店 支
口座番号	(普通・当座)	
フリガナ 口座名義		

カラスの巣立ちビナ捕獲回収作業確認書

横浜市から委託を受けた業者_____がカラスの巣立ちビナの捕獲回収作業に来たことを確認します。

【作業結果】

捕獲回収（ 羽）

移動した等により未回収

その他（ _____ ）

※該当する項目にチェック・記入してください。

年 月 日

住所

氏名